

令和 8 年度研修指導員（会計年度任用職員）の募集について

研修指導員	
職務内容	教員研修指導に関する業務、その他必要と認める業務
応募要件	小学校又は中学校の校長経験者で、学校教育に関する知識、経験を有する者
勤務条件	① 勤務場所 青森市教育研修センター（青森市栄町 1 丁目 10-10） ② 報酬 時給 1,300 円～ （※関連規定の改正等により、今後改定になる場合があります。） ③ 勤務日及び時間 週 4 日勤務、1 週の勤務時間が 29 時間を超えない範囲内 8 時 30 分～16 時 30 分（休憩 45 分） ④ 休日 土、日、祝日、年末年始 ⑤ 社会保険等 雇用保険、厚生年金保険及び地方公務員等共済組合 ※勤務形態によっては、適用にならない場合があります。 ⑥ 募集人員 1 人

(2) 応募資格について

応募資格	地方公務員法第 16 条の欠格事項（次のアからウ）に該当する方は申込みできません。 ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 青森市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
------	--

(3) 採用期間・諸手当等について

採用期間	令和 8 年 9 月 14 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※本人の勤務実績等により、選考を経て翌年度に再度任用される場合があります。
諸手当等	・通勤距離等に応じて一定の通勤費が支給されます。（上限あり） ※自宅から勤務公署までの徒歩での最短通勤距離が 2 km 未満の場合は、支給されません。 ・勤務形態（勤務日数、勤務時間）により支給されない場合があります。 ・期末手当が最大で年間 1.64125 月分支給されます。 （令和 7 年度から引き続き再度任用されたかたは、期末手当は最大年間 2.525 月分支給となります。） ・勤勉手当が最大で年間 1.38125 月分支給されます。 （令和 7 年度から引き続き再度任用されたかたは、勤勉手当は最大年間 2.125 月分支給となります。） ※期末手当・勤勉手当の支給については、関連規定の改正等により変更になる場合があります。 ※期末手当・勤勉手当は、任用期間や勤務時間等により支給されない場合があります。
昇給	昇給制度有 前年度に 1 年間の良好な勤務実績があり、引き続き再度任用されたかたは昇給対象とな

	ります。
条件付採用	任用後 1 か月間は条件付採用期間であり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用となります。
休暇	年次有給休暇（最大 9 日/年）、夏季休暇（最大 5 日）など 勤務形態（勤務日数、勤務時間）により異なります。
その他	正職員と同じく地方公務員法が適用されます。 ・信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務などが適用となります。 ・分限及び懲戒の対象となります。

(4) 申込みについて

申込期間	令和 8 年 9 月 4 日（金）まで
申込方法	① 直接持参する場合 青森市役所駅前庁舎 3 階 青森市教育委員会事務局指導課に提出してください。 ※受付時間 平日 8:30～17:00（土、日、祝日、年末年始は受付しません。） ② 郵送する場合 下記申込先へ送付してください。 ※9月4日（金）【必着】
提出書類	履歴書（必要事項を記入し、3 か月以内撮影の写真添付） ※教員免許、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者は資格証明書の写しを添付
申込みから採用までの流れ	① 履歴書等を青森市役所駅前庁舎 3 階 青森市教育委員会事務局指導課に提出（令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時まで） ② 面接日程等の通知（～9 月 7 日） 文書または電話でお知らせします。 ③ 面接（9 月中旬） 青森市教育研修センターで行う予定です。 ④ 結果通知（9 月中旬）採用、不採用について文書で通知します。
その他	・提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。 ・連絡先の変更や辞退される場合は、下記までご連絡ください。
問合わせ・申込先	青森市教育委員会事務局指導課 青森市新町 1 丁目 3 番 7 号 青森市役所駅前庁舎 3 階 代表電話 017-718-1869 土日を除く、平日 8:30～17:00